

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 組合の名称

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

昭和六十二年七月十四日から令和六年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県桶川市大字上日出谷字愛宕、字殿山、字原新田、字宮、字弥勒の各一部、大字下日出谷字高井及び字西の各一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

### 五 設立認可の年月日

昭和六十二年七月十四日

### 六 変更の内容

第十二条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第三十九条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第七十三条第四項中「施行地区を適当と認める区域に分割し、各区域」を「施行地区」に変更し、「なお、あん分の方法は、あん分率を定めて行うものとする。」を追加する。

### 七 変更認可の年月日

令和三年六月二十五日